附　則

この告示は、公布の日から施行する。

十四から十七まで及び十九から二十二まで、百三十三番一及び二、百三十四番、百三十五番一及び二、百三十六番一から九まで、百三十七番一から四まで、百三十八番一及び二、百四十一番一、二及び五から十一まで、百四十二番一から九まで、百四十三番一から六まで、百四十四番一から三まで、百四十五番、百四十六番一から十三まで、百四十七番一から三まで、百四十八番一から三まで及び五から七まで、百四十九番一から五まで、百五十番一から十まで、百五十一番一から二十六まで、百五十二番一から四まで、百五十三番一から四まで、百五十四番、百五十五番一から三まで及び五から十六まで、百五十六番一及び三から九まで、百八十番二、十二及び十三、百八十三番一から五まで及び八から三十三まで、百八十四番一から三まで、百八十五番一から三まで、百八十六番一から六まで、八及び十から十七まで、百八十七番一から六まで、百八十八番一から六まで、百八十九番一、二、四から八まで、十一から三十三まで及び三十五から四十二まで、百九十番一及び三、百九十一番一、四及び六、百九十二番一及び二、百九十三番一から三まで、五及び七から九まで、百九十四番、百九十四番四から七まで、百九十五番一から五まで、百九十六番一、二及び四から七まで、百九十七番一及び三、百九十八番一から三まで、五、七から九まで及び十二から二十五まで、百九十九番一、三及び五から八まで、二百番一、三及び七から十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及び十一から三十五まで、二百二番一から三まで、五、七及び九から十一まで、二百三番、二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、二百六番、二百七番一から十一まで、二百十一番並びに二百十二番を除く。）